**平成２６年（フ）第１７９４号**
札幌市白石区栄通６丁目10番９―102号
債務者　春木　　正
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８２８号**
札幌市手稲区稲穂２条４丁目５番17号　ルミエール稲穂Ｂ棟201号
債務者　熊谷　卓也
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８４７号**
札幌市中央区宮の森２条５丁目２番11―206号
債務者　鎌田　祥子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８５６号**
札幌市豊平区水車町６丁目１番25号　ハイツビスタ水車町205号
債務者　鈴木　美絵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３１４号**
函館市美原３丁目58番10号　Ａｓａｈｉ館Ａ201
債務者　若佐　千志
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第２０２号**
群馬県藤岡市藤岡2346番地８　藤ヶ丘ハイツＢ―101
債務者　松原小百合
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２６年（フ）第８２９号**
埼玉県戸田市上戸田２丁目34番18号　アイハイツ101号室
債務者　町畑　正明
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４４７号**
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2033番地７
債務者　家藤　愛子（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第４６０号**
埼玉県春日部市一ノ割２丁目１番２号　アバルト一太郎102
債務者　腰越　紀子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第４８３号**
埼玉県富士見市水谷２丁目15番地１　コーポＳＩ103
債務者　田代　秀夫
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第５０１号**
住居所秘匿、住民票上の住所東京都八王子市長房町176番地11
債務者　小堺　彩香（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第２４９号**
埼玉県熊谷市円光２丁目１番24号
債務者　依田　　愛
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第２８７号**
埼玉県熊谷市上須戸1111番地20
債務者　小野寺美香
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第２９６号**
埼玉県本庄市児玉町児玉263番地
債務者　志村　節子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第３０４号**
埼玉県東松山市大字石橋2201番地30
債務者　織田　英樹
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第１３８号**
千葉県東金市南上宿２番地９　パークドルチェＣ―203
債務者　矢﨑　安男
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１４１号**
千葉県山武郡横芝光町遠山193番地９
債務者　中平　雄輝
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係